

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

那覇市サッカー協会少年部

【日常の活動の連絡体制】

(1) チーム内（選手・指導者）に新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）に罹患した者が出た場合。

- ①保健所の指示に従い、活動の休止・再開を相談。
- ②チーム代表者（監督）より各ブロック中央委員へ報告→県ジュニア委員長・少年部長へ報告（必要に応じ、評議委員会メンバーへ）。

(2) チーム内（選手・指導者）に感染症に罹患した者との濃厚接触者（以下「濃厚接触者」）が出た場合。

- ①保健所の指示に従い、活動の休止・再開を相談。
- ②中央委員等への報告義務無し。

【大会・リーグ戦時の参加判断について】

チーム内（選手・指導者）に感染症に罹患した者が出た以下の場合、参加を認めない。

『選手』については

- ①感染症に罹患している場合。
 - ②感染症治療後、医師あるいは保健所等から日常生活に係る諸活動について制限を課せられている場合。（保護者への聞き取りで判断することとし、診断書等の提出は求めない。）
 - ③感染症に罹患した者との濃厚接触者として、保健所から自宅待機の指示を受けている場合。
 - ④同居する者が、濃厚接触者に特定されている場合。
- ※但し、濃厚接触者がPCR検査結果で陰性（－）の場合は除く。
- ⑤在籍する小学校が感染症拡大防止のため、学校長がスポーツ活動の中止、もしくは、自粛を求めた場合。

『指導者』については

- ①感染症に罹患している場合。
 - ②感染症治療後、医師あるいは保健所等から日常生活に係る諸活動について制限を課せられている場合。（本人への聞き取りで判断することとし、診断書等の提出は求めない。）
 - ③感染症に罹患した者との濃厚接触者として、保健所から自宅待機の指示を受けている場合。
 - ④同居する者が濃厚接触者に特定されている場合。
- ※但し、濃厚接触者がPCR検査結果で陰性（－）の場合は除く。

『チーム』については

- ①チーム内で感染症に罹患している者が5名以上発生している(「クラスター」が発生している状態にある)場合。
- ②保健所や行政等から感染症拡大防止のため活動自粛を求められている場合。
- ③選手が在籍する小学校が感染症拡大防止のため、学校長がスポーツ活動の中止、もしくは、自粛を求めた場合。

『その他』

大会参加に関しては上記事項に沿った対応を施行し、別紙、「大会参加に関する同意書」の提出を義務付ける。